
『ほくとプレミアム付商品券』

取扱事業者（商品券利用店舗）を募集しています。

ほくとプレミアム付商品券実行委員会

（構成団体：北斗市商工会、一般社団法人北斗市観光協会、北斗市）

（事務局：北斗市商工会）

ほくとプレミアム付商品券実行委員会では、消費税・地方消費税率の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、北斗市内における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けの「ほくとプレミアム付商品券」を発行します。

下記の募集要領をご確認いただき、お店のPRや販売促進のためにも、取扱事業者（商品券利用店舗）の登録に応募いただきますようご案内いたします。

記

- 1 ほくとプレミアム付商品券取扱事業者募集要領 別紙
- 2 取扱事業者登録申込書 別紙
- 3 登録申込書提出先

下記の提出先に郵送または持参してください。

〒049-0161

北斗市飯生3丁目4番1号

北斗市商業活性化支援センター エイド03 2階

北斗市商工会内

「ほくとプレミアム付商品券実行委員会事務局」

4 お問い合わせ

北斗市商工会「ほくとプレミアム付商品券実行委員会事務局」

電話番号 0138-73-2408 〔午前9時～午後5時（土・日・祝休）〕

この案内は、北斗市商工会ホームページ、北斗市商工会（本所・支所）の窓口で配布しています。

ほくとプレミアム付商品券取扱事業者募集要領

1 趣 旨

消費税・地方消費税の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けの「ほくとプレミアム付商品券」（以下「商品券」という。）の取扱いを行う事業者（以下「取扱事業者」という。）を募集します。

（商品券の発行概要は、別紙参照）

2 募集対象者（取扱事業者の資格）

- ① 募集対象者は、北斗市内に店舗等を持ち、小売業、飲食業、各種サービス業等を営む事業者とします。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関する店舗など本事業の実施目的に相応しくない事業者、公序良俗に反する事業者等につきましては、取扱事業者としての登録することはできません。
- ③ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定に抵触する場合は登録することはできません。

3 登録申込方法

- ① ほくとプレミアム付商品券実行委員会（事務局：北斗市商工会）（以下、「委員会」という。）が、別に定める「取扱事業者登録申込書」を提出し、取扱事業者としての登録を受けていただきます。
- ② 申込書を提出した事業者や店舗に委員会から確認のご連絡をすることがあります。
- ③ 取扱事業者として登録された店舗は、商品券の購入対象者に配付するチラシ等に掲載させていただきます。
- ④ 登録された事業者には、9月中旬までに登録通知書のほか、商品券の取扱いマニュアルやポスター等を送付します。

4 登録申込書提出先

下記の提出先に郵送または持参してください。

〒049-0161
北斗市飯生3丁目4番1号
北斗市商業活性化支援センター エイド03 2階
北斗市商工会内
「ほくとプレミアム付商品券実行委員会事務局」

5 取扱事業者の負担

登録にかかる費用、使用済み商品券の換金にかかる手数料は無料です。

6 取引の対象

取扱事業者は、商品券を持参した消費者に対し、商品券の有効期間である令和元年10月1日（火）から令和2年2月29日（土）までの期間に限り、取扱事業者が扱う物品の販売やサービス等の提供をしなければなりません。

ただし、以下に示すものについては、取引の対象外とします。

- (1) 商品券を現金化することおよびこれに類する行為（両替等）
- (2) 換金性の高い金券等（各種有価証券、他の商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード等）や、たばこ、切手、印紙、葉書等の購入
- (3) 出資や債務、公共料金の支払い
- (4) 国および地方公共団体への支払い
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業にかかる支払い
- (6) その他委員会が相応しくないと認めるものの支払い

7 商品券の換金

- ① 取扱事業者は受け取った使用済み商品券の裏面に、自店印を押印するか署名をし、必要事項を記入した換金申出書（別途送付します。）を添付し、委員会事務局（北斗市商工会）の窓口にご持参ください。
- ② 委員会事務局（北斗市商工会）では換金申出書の内容確認を行い、その場で小切手を振り出します。その他、申出により口座振込による換金にも対応いたします。
- ③ 使用済み商品券および換金申出書の最終提出期限（換金期限）は、令和2年3月19日（木）とします。
（後日、取扱マニュアル等を別途送付します。）

8 取扱事業者の遵守事項および責務

取扱い事業者は以下のことを守ってください。

- (1) 委員会が配付するポスター等を利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判明できるなど、不正使用が明らかな場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を委員会に報告すること。
- (3) 一人の人物が10人分の商品券購入可能額に該当する25万円もの商品券を一度に使用するなどといった「商品券の第三者への譲渡等が疑われるケース」を覚知した場合には、その事実を委員会に報告すること。
- (4) 取引によって商品券を受け取った場合は、再流通（2次使用）を防止するために、商品券裏面に自店印を押印するか署名すること。
- (5) 取引によって取得した商品券を再利用してはならない。
- (6) 取扱事業者の自店換金を目的とした商品券の購入・取得を禁止する。
- (7) 取引によって取得した商品券の窃盗・紛失については、取扱事業者の責任・負担とする。
- (8) 商品券の使用に対し、釣り銭を出してはならない。
- (9) 取扱事業者の登録事項に変更等があった場合には、速やかにその旨を委員会に届け出な

ければならない。

(10) その他事業の目的に反する行為を行わない。

9 取扱事業者の登録取り消し

取扱事業者が以下のいずれかに該当する場合には、取扱事業者の登録を直ちに取り消すとともに、委員会に損害を与えた場合には、その損害を委員会に対して弁済するものとする。

- (1) 虚偽その他の不正な手段で取扱事業者の申請があった場合
- (2) 募集要領の事項および責務に反する行為があった場合
- (3) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合

10 お問い合わせ

北斗市商工会内「ほくとプレミアム付商品券実行委員会事務局」

電話番号 0138-73-2408 [午前9時～午後5時（土・日・祝休）]

別紙

「ほくとプレミアム付商品券」の発行概要

「ほくとプレミアム付商品券」

- 1 発 行 者 ほくとプレミアム付商品券実行委員会（事務局：北斗市商工会）
- 2 購入対象者
北斗市から「プレミアム付商品券購入引換券の交付を受けた方」
〔 ①令和元年度の住民税（均等割）が課税されていない方
②平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれた子がいる世帯の世帯主 〕
- 3 発行総額 260,000,000円（額面325,000,000円）
- 4 発行内容 1セットあたり500円券×10枚（5千円分）を4千円で販売
- 5 購入限度額 対象者ひとりにつき、総額2万5千円の商品券を2万円で購入できる。なお、商品券は最大5回に分けて（1回あたり5千円分を4千円で）購入できる。
- 6 販売期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月20日（木）
- 7 販売場所 北斗市商工会、北斗商工会支所、七重浜住民センター、茂辺地住民センター、北斗市観光協会